

平成20年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成20年3月25日

午後2時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 峯川敏明

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	面卷昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	健康推進課長	植村俊彦
環境対策課長	乾善亮	住民課長	清水昭雄

都市建設部長	藤本宗司	建設課長	加藤保幸
観光産業課長	佃田真規	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	今西弘至	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	清水修一	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	植嶋滋継		

1, 議事日程

- 日程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日程 3. 総務常任委員長報告について
- 日程 4. 予算常任委員長報告について
- 日程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午後2時00分 開議)

○議長（中川靖広君） こんにちは。

ただいまの出席議員は15名で全員出席であります。よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い議事を進めてまいります。

まず日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。11番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長（飯高昭二君） 皆さん、こんにちは。

それでは、建設水道常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、3月14日、全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果についてご報告をいたします。

初めに、本会議からの付託議案であります（1）議案第14号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者から説明を受けた後、委員より、長田住宅の10万円の負担金についての考え方について質疑があり、理事者より、10万円を町が負担し、1棟で10万円となっているとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、（2）議案第28号 平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてを議題とし、理事者から議案書の朗読の後説明を受けました。

その内容は、まず工事概要について、神南3丁目竜田川右岸道路と三室山東側道路の交差点から神南5丁目地内昭和町自治会館前まで施工する工事で、路線延長約530メートル、小口径シールド工法で、口径1,000ミリ、発進立坑1カ所、到達立坑2カ所を施工する予定となっている。

去る2月15日に郵便による制限付一般競争入札を執行した結果、最低応札者が低入札調査基準価格を下回ったことから、低入札価格調査制度の取り扱いに基づき、調査の実施項目ごとに資料の確認をし、2月25日に事情聴取を行い、積算関係、シールド機械、諸経費、経営内容等を調査した結果、工事を実施するには特に問題がないと確認しているとの説明を受けた後、委員より何点か質疑がありました。

1点目は、神南5丁目の到達立坑の位置と工区についての質疑があり、理事者より、

立坑の位置については、幹線管渠として施工するのに、当箇所は立坑の位置として十分スペースが確保出来るということで設定した。また、工期については、機械の製作期間と岩盤シールドが大半となることから、工程計算をした結果、630日の工期を算出している。

次に、2点目、今回の工事における落札率と設計についての質疑があり、理事者より、落札率は72.3%、設計についてはコンサルで行い、積算については職員が行っている。

続いて、委員より、低入札価格が続く中で、設計価格が高すぎるのではないかとの指摘に対し、理事者より、設計価格については、設計図書、国土交通省で発行されている図書、構造物等の標準的価格、また標準的な積算基準に基づいて積算し、単価等についても適宜調査され改善されており、十分積算されている。

3点目は、入札価格制度の改革をする中で、総合評価落札方式を幹線管渠の下水道工事に適応してはどうかとの質疑があり、理事者より、すべての工事に対しこの方式を採用するのは難しい。価格と品質を兼ね備え、技術的な要素を十分含んでいる事業に適応していかなければならないとの考えから、20年度において試行的に適応する工事について実施していきたい。

次に、4点目は、総合評価落札制度における委員会に支払う謝礼金について質疑があり、理事者より、本町においては、委員会方式による検討委員会はとらず、5,000万円以上の請負については、町の職員で選定委員会を設け選定を行う。今後、入札制度の改革に取り組む中、透明性を発揮するよう改善しながら事業の執行を行っていききたいとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第29号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更についてを議題とし、理事者から説明を受けた後、委員より特段の質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについて審査をいたしました。

初めに、1、公共下水道事業について理事者から報告がありました。

その内容は、工事の進捗状況について、神南污水幹線工事では、シールドマシンが岩瀬橋東詰め、龍田西污水幹線の立坑に到達し、シールド掘進工事が完了。次に、龍田西

3丁目・6丁目地内で進めている第1工区ー8工事については、2月22日に無事立坑に到達し、3月27日までに完了の予定。また、平成19年度の後期的整備工事についても、順調に工事が進められており、すべて年度内に完了出来る予定となっている。

続いて、平成20年2月末現在の接続に関する状況ですが、申請受付件数が1,498件、検査済み件数が1,472件、融資あっせん利用総数が26件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が17件となっているとの報告がありました。

委員より特段の質疑もなく、本件については、委員会として説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次、2、都市計画道路の整備促進に関することについて理事者から報告がありました。

その内容は、いかるがパークウェイについて、岩瀬橋下部工事では、橋脚のフーチングのコンクリートの打設が終わり、その後、上部の壁のコンクリートが打設される予定となっている。また、右岸側の橋台については、フーチングコンクリートが打設され、現在養生中で、4月初旬には上部の壁のコンクリートが打設される予定。今後、5月末の一期工事の完了に向け進めていく。

次に、稲葉車瀬地区における埋蔵文化財の発掘調査については、次年度も引き続き残る区間の発掘調査が実施される予定となっている。また、岩瀬橋から三室交差点間への接続に必要な道路構造や交差点計画については、去る2月29日に紅葉ヶ丘のバイパス問題検討委員会の方と会合を持ち、国から計画案に対する考え方などを説明し協議した結果、委員から、環境の配慮、道路縦断線形、緑の配置計画、また地域からの国道25号線等の幹線道路への出入りしやすいような交差点や道路計画をしてほしい等の意見がありました。今後、さらに検討を加えて、紅葉ヶ丘地区の皆さんをはじめ近隣地域の方々と共に十分協議を重ねていきたいとの報告がありました。

続いて、都市計画道路法隆寺線については、残っている事業用地の1件について、早期に協力が得られるよう努力するとの報告がありました。

委員より、埋蔵文化財の公開について、教育の一環として取り上げてほしいとの意見要望がありました。

他の委員より、現在のモデル区間400メートルにおいて、実際の町の負担ほどの程度あるのかとの質疑があり、理事者より、今詳しいデータがないので改めて報告するとの答弁がありました。

また、委員より、岩瀬橋と三室交差点間のたたき台のような道路計画を委員会に配付

出来ないのかとの質疑があり、理事者より、今までの経過を踏まえ、慎重に国土交通省の奈良国道事務所とも十分協議をしながら進めていくことが一番大事であるとの答弁がありました。

本件については、委員会として説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、3、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて理事者から報告がありました。

その内容は、駅南口広場のモニュメント設置工事は、約70%の進捗率となっており、3月20日以降に設置が予定されている。また、広場の西側道路との交差部分の改良についても順次施工を行っており、3月末には、モニュメント等の設置を含む南口広場全体の整備工事が完了する状況となっている。

続いて、1号線、2号線、5号線の各路線については、測量・調査等の業務も今月末をもって成果品がまとまり、順次各路線の事業概要について、地権者並びに地元関係者に対し説明を行っていくとの報告がありました。なお、2号線については、3月29日に農地部分に係る計画線上の地権者の方を対象に説明会を開催する予定となっている。

委員より、モニュメントとしてなぜ時計台なのか、その理由についての質疑があり、理事者より、斑鳩という歴史上の関係から、先生や学者の方に相談した結果、斑鳩の玄関にふさわしいモニュメントをつくらうということで、議会と共に相談し進めてきた経過があるとの答弁がありました。

これに対して委員より、平成19年の建設水道常任委員会でモニュメントの説明があり、その以前にモニュメントとして時計台をつくる方針があったのかとの質疑があり、理事者より、モニュメントの設置の構想については、当初から、駅前整備を実施するには、玄関口にモニュメント、斑鳩のシンボルの設置を考えながら事業を進めてきた。その中で、具体的にモニュメントを議会に提出したのが平成19年6月で、その後、入札、請負契約をして工事をしているとの答弁があり、委員より、6月の議会で、設計図が出来以前からデザイナーに頼んで設計が出来ているのであれば議会に意見を挟む余地がない状況になっている。結果として報告を受け了承するしかない。斑鳩らしい景観や玄関口について説得力がない。議会にもう少し丁寧に納得出来るような説明をして事業を行ってほしいとの要望がありました。

本件については、委員会として説明を受け、一定の審査を行ったということで終わ

ました。

以上、継続審査については終わりました。

次に、各課報告事項について。

(1) 議案第15号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)についてのうち、当委員会所管に関することについて担当課より説明があり、委員より、新家目安線の拡幅工事について、道路幅員6.5メートルの計画内に通学路の安全確保をどのように考えているのかとの質疑があり、理事者より、6.5メートルの計画内で路肩側に歩行が出来る幅を確保し、路面表示や啓発看板等も必要な部分について設置し、安全対策を講じていくとの答弁がありました。

次に、(2) 議案第17号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、担当課より説明を受け委員より質疑をお受けしたところ、質疑もなく、報告を受けたということで終わりました。

次に、その他について質疑をお受けしたところ、里山林の伐採の整備で、40センチ以上の大木が切ったまま放置されている状況についてどのように整備されているのか、また現場の状況を実際に確認しているのかとの質疑があり、理事者より、県の森林環境税を使って補助を受け、県の担当者と町の担当の者が現地を確認する中で、現在、常緑樹を伐採し、落葉樹についてはできるだけ残すように取り組んでいる。また、専門家にも森林の状況を見てもらっている。また、委員より、専門家の方に見てもらっているとは思えない状況になっている。例えば、伐採された枝が道に放置され、通りにくい状況になっている。また、夏になれば日影がなくなり、群生している植物もだめになる。今後、里山林の整備に関することについての補助要綱、計画書等の書類を提出するよう要望があり、理事者より、議会中に提出するとの答弁がありました。

また、他の委員より、JR法隆寺駅観光案内所の意見の件について質疑があり、理事者より、観光案内所に寄せられている意見と案内所に勤めている方の意見をまとめ、定期的に担当課で協議を進めているとの答弁がありました。

最後に、当委員会として、都市基盤整備事業に関することについて及び委員会条例第2条第1項第3号の定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し議長に申し入れております。

以上が、開会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） 去る3月17日、月曜日、全委員出席のもと委員会を開催いたしましたので、ご報告をいたします。

当日は、委員会を開会してすぐに休憩をとり、（仮称）総合福祉会館の現地調査を行いました。委員外議員も多数ご参加いただきまして、本当にありがとうございました。その後に委員会を再開し、審査を行っております。

まず、1として、本会議からの付託議案についてを議題といたしました。

審査の方法といたしまして、付議議案も多く、関連するものや相互関係にあるものもあり、すべての案件の審査をした上で取りまとめを行い表決をするという方法で、委員の了承のもと進めさせていただきました。

まず1点目、議案第1号 斑鳩町総合保健福祉会館条例について、議案書を読み上げ、要旨による説明があり、前回の委員会が出た意見により、施行規則の第4条関係の第1号様式である申請書の使用上の注意については、申請者でなく使用責任者に訂正をしてあることがつけ加えられました。

それに対して、使用責任者とせず使用者だけでよいのではないかとの意見がありましたが、責任者も使用者の一人であり、その団体の中で責任者に責任の所在を明らかにしておきたいという考え方が示されています。

また、料金表に調理実習室がないが貸し館はしないのかという質疑に対し、中央・西・東の公民館を利用していただきたい。これまでも、保健センターの調理室は一般にお貸ししていない。保健指導などの事業でしか使っておらず、今後も現在と同じ考え方で使用をしていきたい。また、この条例により、付則で、福祉会館設置条例と保健センター設置条例の廃止が挙げられていることから、これらの建物の有効活用について具体的に確認をしておきたいという質疑があり、福祉会館では、生涯学習課が中央公民館で行っている発掘に伴う遺物の整理や保存に活用したいと考えている。保健センターは、分庁舎として、会議室が現在満杯の状況なので、会議室や税務相談室などに利用する方向で考えていると、一定の審査を終わらせていただきました。

2点目は、議案第2号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例についてです。要旨によ

り説明され、それに加え、4月1日から通知が始まり、特別徴収を4月から行い、4、6、8月は仮徴収となり、10、12、2月で本徴収となることなどの説明がされました。

これに対し、これまで口座引き落としだったが、自動的に移行されるのか、または書類を新たに書き直す必要があるのかという質疑があり、普通徴収の対象者であれば、改めて書類が必要であると答弁されています。

また、斑鳩町から広域連合に職員を出向させているが、その職員の身分と出向期間、また広域連合そのものに職員は採用されていくのかなどの質疑があり、斑鳩町の職員という身分のまま3年間の出向を要請され、その後には三郷町から3年間の出向をされる予定であるという答弁をされております。

3点目は、議案第4号 斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例についてですが、要旨により説明をされましたが、特段の質疑はありませんでした。

4つ目は、議案第7号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、後期高齢者医療制度の影響による改正を新旧対象表により説明がされ、さらに前回の委員会で提出の要望があった医療費の動向を示す資料が出され、あわせて説明を受けました。

質疑として、疾病の傾向や、限度額超過世帯の動向として、限度額超過の75歳以上の方がどれだけあったのか、また国保に該当する74歳以下で医療分が引き下げとなり、限度額超過となって医療分の保険税が下がった人がどれぐらいいるのかなどの質疑があり、一定の答弁と、すぐに数字の出ないものについては後日の報告ということで終わりました。さらに、特定世帯に係る減額措置について国の財源の保障があるのかというものに対して、手当されていると聞いているという答弁がされています。

5つ目として、議案第8号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、6つとして、議案第9号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について、7つとして、議案第10号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例については、議案書を読み上げ要旨により説明がなされましたが、これらについては特段の質疑はありませんでした。

8つ目として、議案第11号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、要旨による説明に加え、制度選択していただくため、特に保険料に問題が大きくかわる健保組合など社会保険の被扶養者となっておられる10数名の方には、

今週通知することになっている。また、国保加入者は、税率が確定していないため、その確定後に通知することになっているという説明がありました。これについても、特段の質疑はありませんでした。

9つ目として、議案第12号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、要旨により説明がされましたが、特段の質疑はありませんでした。

10として、議案第13号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、要旨による説明と共に、平成21年度以降計画の見直しがあり、その時までこの特例措置を講じるというものでしたが、その財源についての質疑があり、国などの補助ではなく、現在の介護保険の会計の中で保険者が判断して賄うものであると答弁されています。

以上、すべての審査が終わり、取りまとめをしたところ、討論の申し出がなく、議案第1号から付託を受けておりました10議案すべての表決を順次行ったところ、すべて満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2として、継続審査案件についてを議題としております。

(仮称)総合福祉会館の整備、運営に関することについて、担当の福祉課長から、現在工事の進捗率は、建築で68%となっている。5月28日完成に向けて進んでいる。3月28日には運営会議を予定していることなどの報告を受け、現地調査も含めて質疑をお受けいたしましたところ、1、自家発電の設備はどうなっているのかというのに対し、エレベーターと照明は自家発電で対応出来ると答弁されております。2つとして、車椅子を必要とされる人への対応はどうなっているのかというのに対し、現在あるものを利用し、2カ所の入り口付近に設置を予定しているということでした。3つとして、歩行浴室の深さは、現地調査で70センチと言われたが、最低でも腰までつからなければ利用価値がない。4つとして、激震災害の対応はどうなっているのか。5つとして、壁面装飾についてなどの質疑がありましたが、これらにつきましても一定の答弁がされ、報告を受け審査をしたということで終わりました。

次に、3点目といたしまして、各課報告事項についてを議題といたしました。

その1、国民健康保険特定健康審査等実施計画について。

これにつきましては、平成20年度から24年度まで5年間の計画で、国保における健康に関する課題、特定健康審査の目標、国が定める基本指針、実施率の高低によるペナルティーなどの説明を受けました。質疑により、奈良県医師会との提携を進めている

ことから、町外の医療機関の利用も可能で、単価については、個別健診が8、100円プラス消費税、心電図が1、500円プラス消費税であることや、他の社会保険などに比べ、国の指針どおりこの実施率などを達成するのは、国保会計では大変厳しい状況にあるということが明らかになりました。

2つ目といたしまして、ごみ収集業務の一部委託についてを議題としております。

前回の委員会で資料の請求があった公共下水道接続による清水環境開発の経営状況と、斑鳩町し尿収集件数・委託料の推移、斑鳩町浄化槽汚泥処理状況の推移などの資料に基づき説明を受けた後、各委員から、①公共下水道整備にかかわる合理化特別措置法の効力、②特措法にある計画の策定と知事の許可、③平成3年から公共下水道事業を進めてきたが、この間に対応策の検討はどうしていたのか、④町条例では業者との1年契約での許可だが、ずっと1社のみで随契になっていること、⑤廃棄物の町条例第6条、廃棄物処理計画は立てられているのか、⑥今までやっていなかったことをなぜ今やるのか、⑦業者保護の対象となる業者はどれだけあるのか、⑧臨時職員を引き続き採用出来ないことについて、⑨業者が営業が成り立たなくなって廃業する時の補償はどうか、⑩今、業者が手を引いた場合どうなるのかなど多数の質疑意見がありました。

合理化計画については、現在代替え業務で可能な状況からまだ策定していないが、業者が廃業する時には補償金も必要になる。現在、公共下水道の普及率もまだ高くないので、今後のことを踏まえ計画の策定をしていかなければならないと考えている。業者がやめるとなると、町が直営で業務をやるのは不可能に近い状況となる。合特法の対象業者は2社であるが、今回は1社からの要望書により代替え業務としたが、今後も業者と話し合いをしていき、他の市町村で大変な状況になっていることなども踏まえて、慎重に合理化計画を進めていくなどの答弁がされております。

委員会としても、代替え業務として今回とられた問題については、今後ますます発展してくる問題でもあり、よく調査研究を必要とすることを確認して終わりました。

その他の報告として、前回、前々回と質疑のあった幸前1丁目の生コン跡地の調整区域の問題ですが、都市整備課が担当している問題で、都市計画法に基づき知事の許可を得なければならず、そのための手続として町に事前協議の書類が昨年9月11日に提出されている。町としては、審査の基準として、周辺住民との合意としており、地元の意向が反映されるものと考えていると報告がされました。

次に、4つ目といたしまして、その他について委員にお諮りをいたしましたが、特段

の質疑意見もなく、継続審査申出書の手続の確認をして終わりました。

以上が、開会中に開催いたしました厚生常任委員会の概要です。さらなる詳細につきましては、会議録に整理をいたしますので、ご覧いただきますようお願いをいたしまして報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。9番、中西委員長。

○総務常任委員長（中西和夫君） それでは、総務常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、3月18日、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果について報告いたします。

まず初めに、史跡藤ノ木古墳整備工事現場及び（仮称）文化財活用センター用地の視察のため、会議を休憩し、現地調査を行い、現場にて今年度完了予定の工事概要等について説明を受けました。

帰庁後、会議を再開し、本会議からの付託議案であります議案第3号 斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、後期高齢者医療制度が平成20年4月から施行されることから、新たに住民生活部に後期高齢者医療の事務分掌を追加するものとの説明を受けました。

委員より質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、少子化対策の一環として、地方公務員の育児休業に関する法律の一部が改正され、育児短時間勤務制度が創設されたことに伴い、育児短時間勤務を承認された職員の勤務時間、週休日等の規定を設けるため、所要の改正を行うものとの説明を受けました。

委員より質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、少子化対策の一環として、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするという観点から、育児短時間勤務制度が創設され、こ

の制度導入に伴う運用上の所要の改正及び育児休業をした職員の職場復帰後の号級調整を、100分の50から100分の100以下の換算率とするため、所要の改正を行うものとの説明を受けました。

委員より、運用上の改正について具体例を挙げて説明してほしいとの質疑があり、理事者より、項目ごとに詳細な説明がなされました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、継続審査案件の斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者より、史跡藤ノ木古墳の整備は3月末で完成し、5月2日午前中に竣工式を行い、午後から町民を対象にした石室の先行公開を考えている。そして、5月3日から5月6日までを一般公開ということで予定をしている。

安田家古文書調査については、順調に進んでおり、今年度で調査を終えるが、最終的に調査総数約6,100点となり、当初の予想を上回っている。古文書の特色としては、安田家の当主が法隆寺村の庄屋を務め、また幕府領の総代を務めていた関係の書類や、法隆寺のご開帳や聖徳太子1200年忌に関する記録、大塩平八郎の乱に関して記された文書、また今年度の調査結果では、大工棟梁として安田家の活動に関する資料として、京都御所や二条城をはじめ京都や大和の寺社の建築に関する文書や絵図、そして西里出身の中井正清250回忌に関する資料、法隆寺村や並松の絵図などがあり、平成20年度に調査報告書として作成する計画である。また、作成に当たっては、町民の方にわかっていただけるような方法を検討してまいりたいとの報告を受けました。

委員より、古墳の維持管理や警備、安全面について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、各課報告事項として、議案第15号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)のうち当委員会に属するものについて報告がありました。

最後に、当委員会として、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて及び委員会条例第2条第1項第1号に定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れをしております。

以上が、開会中におけます当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いをいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程４、予算常任委員長報告について、予算常任委員長の審査結果報告を求めます。１４番、木澤委員長。

○予算常任委員長（木澤正男君） それでは、予算常任委員長報告をさせていただきます。

予算常任委員会は、本会議から付託されました議案等の審査を行うため、３月１０日、１１日、さらに１９日に、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。

今回、予算常任委員会として初めて翌年度の当初予算を審議するに当たりまして、会議録の整理の問題なども含め議会運営委員長とも相談する中で、平成２０年度の各会計の当初予算の審査と平成１９年度の各会計の補正予算の審査という形で分けて日程を組み審査を行いました。

それでは、まず最初に、３月１０日、１１日で行いました本会議から付託を受けました平成２０年度斑鳩町一般会計予算並びに各特別会計予算、水道事業会計予算など８議案の審査結果について、その概要を報告いたします。

まず初めに、審査の方法については、最初に一般会計について審査し、理事者から一般会計の総括説明と歳入全般についての説明を受けた後、これに対する質疑を行い、次に歳出について、第１款から各款ごとに説明、質疑を順次行い、各特別会計の審査については、会計ごとに全体の説明を受けた後それぞれ質疑を行うことを確認し、審査を進めました。

まず、議案第２０号 平成２０年度斑鳩町一般会計予算について、総括説明と歳入全般についてですが、斑鳩町の財政事情の特徴として、景気の動向については、費用部門の好調さを反映した都市部の事情とは異なり、いまだ個人所得や企業業績は伸び悩んでいる状態である。したがって、歳入面では、その根幹をなす町税収入は前年度予算を少し下回る状況である。

また、町税収入と並び財政運営の基盤となる地方交付税は、地域再生対策費の増額は見込めるものの、基準財政需要額に算入される事業費補正分等の減によって、引き続き減収となる状況である。

さらには、地方交付税の振り替えである臨時財政対策債についても引き続き減額されるなど、本町に限らず町財政は極めて厳しい状況下にある。

この結果、平成２０年度の一般財源総額は５８億６，００７万８，０００円となり、前年度と比較して２億３，０６０万４，０００円、３．８％の減となっている。

一方、歳出面では、ＪＲ法隆寺駅周辺整備、（仮称）文化財活用センターの建設など

の重要課題への取り組みをはじめ、少子高齢化社会の進展に対応した社会保障関連経費の増加、教育や健康対策など各分野において相当額の財政需要が生じた。さらには、安全で安心して暮らせる社会の実現など、時代の変化に即した新たな施策の展開も求められると共に、悪化を続ける国保財政への支援も必要となっている。

このため、職員総数の抑制、町長、副町長の給与や部課長級の管理職手当の減額措置を引き続き講じると共に、事務事業の選択と集中による見直しを図り、歳出の圧縮に努めた。さらには、特例的な地方債である臨時財政対策債を発行するなどして収支の均衡に努めた。

しかしながら、これらの対応だけでは収支の均衡は図られず、なお不足する財源については、今日的課題に対処するため、やむを得ず財政調整基金から8,000万円の取り崩しを行い、収支の均衡を図ったところである。

このように、基金の取り崩しによって収支の均衡を図る大変厳しい財政環境ではあるが、行政サービスの維持向上と、第3次斑鳩町総合計画に掲げた主要施策の着実な推進を図るため、限られた財源を真に必要な施策、事業に分配し予算を編成した等の説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、地域集会所施設整備費補助金について、地方消費税交付金について、補償事業の考え方について、固定資産等所在地市町村交付金の減額理由について、マイクロバスの売却について質疑があり、理事者より、補償事業については、焼却場では、平成14年に10年撤去を含んだ再交渉という形で地元と交渉しており、平成24年には3回目の10年撤去を含んだ再交渉に入っていくと考えている。この補償については、エンドレスではない。また、焼却場を中心とする500メートルの範囲を都市計画法に基づいた補償範囲と考え、地元からの要望は精査する中で、国、県の補助金をもらいながら事業を行い、出来るだけ町の持ち出しを少なくしていきたいなど、一定の答弁がなされました。

次に、歳出についてですが、まず第1款議会費について、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、議会事務局の体制について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、第2款総務費について、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、財産管理費の修繕費について、西岡常一棟梁生誕100周年記念事業について、交通安全対策費について、各種委員会委員の報酬について、自動体外式除細動器（AED）について、自治会長等文書配送業務委託料について、自治会文具料等助成金につい

て、大和路情報ハイウェイ運用保守負担金について、交通事故の発生状況について、住民基本台帳ネットワークシステムについて、衆議院議員選挙費について、明るい選挙推進協議会委員の人数について、備品購入費・公用車80万円の計上について、総務費の中に住民課の基本台帳の関係が計上されていることから見て、住民課は総務委員会の所管にならないのか、また（仮称）建設工事総合評価落札方式学識経験者謝金について、いかるが溜池土地改良区総代選挙費について、JR法隆寺駅南口の駐輪場廃止に伴う収入減の見込みと利用者への今後の対応について、賦課徴収費の増額について、斑鳩町の第4次総合計画の策定について、人事考課制度について、臨時職員の賃金について質疑があり、理事者より、住民基本台帳ネットワークシステムのカード発行枚数は、平成19年度では73件である。本年は、確定申告でイータックスを使用するには住基ネットカードが必要になるので、発行件数が少しふえた。平成20年度の発行見込み件数は、65件を予定している。公用車については、古くなったカローラを廃棄して小型のワンボックスを購入する。また、住民課については、住民生活部があるので総務委員会にはならないということでご理解願いたい。斑鳩町第4次総合計画については、最終議会で議決が必要である。また、策定中の経過については、逐一総務常任委員会に中間報告し意見をいただきたい。さらに、住民の声の反映という点については、第1段階としてアンケート調査を行う。また、総合計画策定委員会を立ち上げ、委員として一般住民の公募も行う。そして、一定取りまとめができたなら、素案に基づいて一回集会を開き、その中で住民のコンセンサスをとっていきたいと考えている。臨時職員の賃金については、平成20年度で勤勉手当は2カ月に戻し、時間給は720円から750円に戻した。今後の対応については、近隣等の状況を見ながら検討をしていきたいなど、一定の答弁がなされました。

次に、第3款民生費について、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、総合保健福祉会館管理運営費について、民生児童委員研究費助成金について、国民年金事務取扱費について、リフト付きバス運行業務委託料について、福祉会館管理運営費について、いかるがホールオストメイトトイレ機器設置について、自動車改造費用助成事業について、学童保育運営費の警備保障委託料について、小吉田地域の総合保健福祉会館建設にかかわる地元要望について、敬老会の案内はがきについて、三室園組合の負担金と利用状況について、ふれあい交流センターの年間利用者数について、人権対策費の県部落解放研究集会参加負担金について、老人憩の家のボイラーについて、乳

幼児医療費助成金について質疑があり、理事者より、総合福祉会館の運営費は、平成21年度以降年間4,000万円を見込んでいる。リフト付きバスは、平成5年に導入しており、17万5,000キロ程度走っているが、まだまだ走れる状況である。敬老会の案内はがきについては、廃止をしたかわりに、自治会回覧とポスティングによる全戸配布のチラシ、また小地域福祉会等に連絡をし二重に周知をしていくなど、一定の答弁がなされました。

次に、第4款衛生費について、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、公用車の購入について、火葬場周辺対策整備補償金について、剪定枝・刈り草リサイクル処理について、可燃ごみの搬入量と焼却量の関係について、衛生処理場周辺対策整備補償金について、一般家庭ごみ回収の委託について、家庭での年間の浄化槽清掃費用と公共下水道料金との比較について、その他プラスチックごみについて、飼い猫等のマナーの啓発について、鳩水園の施設管理・運營業務委託料について、地球温暖化防止事業委託料について、麻しん・風しん予防接種委託料について、がん検診について、ごみステーションの整備状況について質疑があり、理事者より、火葬場の補償については、地元補償ということで、自治会から12月ぐらいに要望がある。事務担当者とは十分協議をしながら、採択出来るものは採択、採択出来ないものは採択出来ないということで、計画を持ちながら、町の予算事情も考える中で対応している。剪定枝・刈り草リサイクルについては、これまで焼却していたが、三重県伊賀市にある株式会社大栄工業というところへ運び堆肥化をするなど、一定の答弁がなされました。

次に、第5款農林水産業費について、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、土地改良事業費の登記業務委託料、測量設計委託料について、有害鳥獣駆除対策事業費について、里山林機能回復整備事業について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、第6款商工費について、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、消費者相談について、JR法隆寺駅内でのパゴちゃんグッズの販売について、また観光自動車駐車場の駐車料金は、指定管理者として委託しているので、観光協会が決めたらいいのではないかと、また観光協会の法人格取得の状況について質疑があり、理事者より、観光駐車場駐車料金については、平成20年度中に整理をしていきたい。法人格の取得については、平成20年度中の法人化を目指して整備を進めているなど、一定の答弁がなされました。

次に、第7款土木費について、理事者より説明を受けたところで審議を打ち切り、この日の審議を終わりました。

翌11日午前9時より再開し、昨日の続きである第7款土木費について質疑をお受けしたところ、委員より、道路情報管理システム更新業務委託料の内容について、橋梁の維持工事と耐震化について、耐震診断後の事後調査について、公園遊具の点検について、景観保全としてのコスモス栽培について、業平橋について、郡山土木事務所管内建築・開発行政連絡会負担金について、都市計画マスタープラン策定について、地元施行に係る水路改修及び浚渫事業に対する補助金について、2号線都市計画決定資料作成業務委託料について、法隆寺駅周辺の1号線・5号線整備工事について、道路パトロールについて、旅館及び遊技場建築審査会委員報酬について、草刈り業務委託料について、河藪橋の一部改修について、いかるがパークウェイについて質疑があり、理事者より、平成20年度に耐震診断後の事後調査を行いたい。都市計画マスタープランは、平成22年度を年次目標として、平成20年度、21年度、22年度とこの3カ年で、斑鳩町総合計画と一体的になる部分については調整をしながら新たな計画を策定していきたい。道路情報管理システムの更新業務委託については、法定外公共物のシステム化が19年度で終わったので、20年度から町道についてもシステム化を進めていく。また、法隆寺駅周辺道路整備として、2号線については、いかるがホール北側の都市計画道路から駅前広場に向けての道路・農地部分について、平成19年度も実施測量し詳細設計に取りかかっている。地元説明会は、今月末ぐらいで行いたいということで地元と調整している。5号線については、19年度に駅北口から踏切までの4-1号線として整備を行ってきた。また、測量並びに対象となる家屋の調査を実施中であり、3月に資料が出来上がる予定なので、その資料に基づいて今後地権者をお願いに上がりたいなど、一定の答弁がなされました。

次に、第8款消防費について、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、自衛消防団補助金100万円の内訳について、竜田川ネオポリス防火水槽設置工事費120万円の斑鳩町、平群町の負担割合について、地震発生時の対応について、西和消防職員の人数とその費用について、災害対策費の備品購入440万3,000円の内訳について、県防災ヘリコプター運営協議会負担金について、ポンプ車・輸送車の耐用年数について、防火水槽設置の要望と設置基準について、災害時救助工具の配置について、防災情報メールシステムと緊急時非常招集メールの違いについて質疑があり、

理事者より、地震発生時、震度4以上であれば、自動的に職員が参集するよう地域防災計画でうたわれている。対策本部を設置し、町長を本部長とし態勢を整えていくこと、絶えず住民に対しては、情報収集を行う中で適切な処置を行う。災害が起こった後の二次災害を最小限に食い止めるということで、避難場所や避難経路などの情報も含め発信していく。また、防火水槽については、地域から要望があった際には、補助要綱等ではなく、総合的に判断して設置している。災害時救助工具の配置については、その認識を高めていただき、防災意識向上の啓発等に努めたいが、各自治会への配置については今のところ考えていないなど、一定の答弁がなされました。

これを受け委員からは、災害時救助工具の配置については、今後各自治会ごとの設置を検討されたいとの要望が出されております。

次に、第9款教育費について、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、文化財保存費の使用料及び賃借料について、町民体育大会について、総合学習ゲストティーチャーについて、藤ノ木古墳の整備基金積立金について、青少年野外活動センターの費用対効果について、青少年野外活動センターと町民プールの存続について、小学校の机・いす購入計画について、要保護・準要保護の人数について、給食費の未納について、学校の校庭を使った貯留浸透事業について、文化財保存費について、中央体育館スポーツセンターのランニングマシンについて、史跡藤ノ木古墳開館20周年記念事業における奈良大学との提携について、小学校、中学校の耐震補強工事の金額の違いについて、人権教育推進協議会補助金について質疑があり、理事者より、町民体育大会の一番の目的は、町民相互の交流と親睦を図ることであり、全町民が一堂に会しコミュニケーションを図る最大の機会であることから、今後も継続していきたい。平成20年度は50回の節目の年なので、オープニングに東小ソーランなどをプログラムに取り入れたいと考えている。また、青少年野外活動センター、町民プールについては、青少年健全育成等の立場からも存続していきたい。机・いすの購入は、6年生から導入しており、平成21年度に1年生で最終である。また、小学校、中学校とも給食費の未納は発生していないなど、一定の答弁がなされました。

また、委員からは、青少年野外活動センターや町民プール、町民体育大会については、財政運営の観点から、見直し出来るものは見直しをされたい。藤ノ木古墳開館20周年記念事業、西岡常一棟梁生誕100周年記念事業などの記念事業は、タイアップして1つにするべきではないか、また1年待って文化財活用センターのオープン記念と一緒に

やるべきだとの意見が出されました。

次に、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、災害時における町内業者との連携・協力体制と入札に係る監査委員の指摘との関係について質疑があり、理事者より、災害時に町内業者等の協力は非常に感謝している。しかし、町からは要請するという事はない。また、入札については、原則的に指名競争入札を行うという答弁がなされました。

以上で、一般会計についての審査を終わりました。

続きまして、各特別会計予算の審査結果の概要について報告いたします。

初めに、議案第21号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、その他一般会計繰入金について、介護納付金の見込みについて、65歳から74歳の方で特別徴収の対象となる世帯数について、滞納者への対応について、資格証の発行について、雑入について、保険給付費の葬祭諸費について、一般被保険者療養給付費と退職被保険者等医療給付費の前年度との比較について、人間ドックの健診受診費用助成費について質疑があり、理事者より、一般会計からの繰り入れについては、国民健康保険の累積赤字解消策として、平成20年度は介護納付分の累積赤字9,300万円を繰り入れし赤字補てんをした。保険給付費の葬祭諸費については、75歳以上の方は後期高齢者医療制度に移るので、広域連合から直接払われることになる。人間ドックについては、指定の医療機関はないので、全国どこで受けても構わないなど、一定の答弁がなされました。

次に、議案第22号 平成20年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてを議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、質疑等はございませんでした。

次に、議案第23号 平成20年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてを議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、下司田池の今後の有効利用について、繰越金がなくなった後の管理について、財産区財産の経緯について質疑があり、理事者より、今後の管理等の問題として、財産区財産としての財産管理のあり方や水利権としての問題もあることから、このまま推移を見守りたいなど、一定の答弁がなされました。

次に、議案第24号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、地下埋設物等移設補償について、接続率について、加入負担金等の軽減対策について質疑があり、理事者より、地

下埋設物等移設補償については、開削工事に伴う上水道の移設補償が主なものである。接続率は、約60%という進捗ぐあいで非常によいと考えている。接続率の向上として、くみ取りトイレの家庭を戸別訪問するなど啓発に努めているが、軽減対策については、現時点では考えていないが、融資あっせんについては、利用しやすいように金融機関と協議しているとの答弁がありました。

次に、議案第25号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてを議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、介護度の認定が変わったのか、また急に要介護サービスが必要になった場合の対応について、第3期計画における給付と保険料の関係について、第4期計画策定に当たっての介護保険運営協議会の開催について質疑があり、理事者より、平成18年度から介護保険制度が介護予防を重視した制度に制度改革が行われ、それに伴い、今まで要支援と要介護1から5という6段階という形になっていたものが、要支援の中では要支援1、2と、また要介護の方では1から5という形の制度改革が行われた。その際に、要介護1や要支援の方が、要支援1や2、要介護1に振り分けられたが、介護予防事業を重点的に進めるものであり、要介護認定が低くなったわけではない。また、認定を受けるまでにどうしてもサービスを受ける急を要する場合には、先にサービスを受けていただいて、後に認定結果が出たその結果に基づいてサービスの認定をしていくということが出来ることになっており、特例という形で設けている。また、第3期計画としては、事業どおり計画が進んでいる。介護保険の運営協議会については、来年度5回見込んでいるなど、一定の答弁がなされました。

委員より、第4期計画策定時には、保険料第7段階の設定について、改善を検討するよう要望が出されております。

次に、議案第26号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、広域連合へ拠出する事務費について、資格証の発行について質疑があり、理事者より、事務費に対する国、県の助成は明確には示されていない。広域連合への拠出金は、平成19年度で約670万円であり、それから比べて平成20年度は800万円くらいふえることになる。資格証については、法令で定めている部分もあるので、その部分については広域連合の方で考えることになる。ただ、市町村代表による幹事会というものをつくり、市町村側の意見というものを広域連合側に申し上げて、その中では、国民健康保険の取り扱いとの整合性と

というのがやはり課題となっている。実際には、資格証を仮に法令どおり発行するとしても、平成21年度以降ということになるので、引き続き広域連合と市町村側とでこの取り扱いについて平成20年度も話し合いをしていくという状況であるとの答弁がなされました。

次に、議案第27号 平成20年度斑鳩町水道事業会計予算についてを議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、有収率の推移について、平成19年度の給水量が18年度よりもふえていることについて質疑があり、理事者より、有収率は約94%である。今後、漏水調査等を行っても、94%から95%が一番高い数値ではないかと考えている。また、19年度でふえているのは、前年度以前からの節水の状況や、19年度の夏は暑かったという天候の影響などがあるのではないかと考えているとの答弁がなされました。

以上、全8議案についての審査を終了し、取りまとめのため休憩の後、各議案について表決を行いました。

再開後に委員より、一般会計予算のところで質問させていただいたことについて、納得出来るような答弁をもらっていると私自身は思っていない。西岡常一さんの100周年記念や、また藤ノ木古墳開館20周年記念のシンポジウム、それらは安易に冠をつけてやっているなあという感じはいまだにぬぐえていない。また、平成19年度に総務常任委員会として視察を行った防災の備蓄品に関しても、担当職員が一緒に行ったにもかかわらず、まだ本当に住民のためになるような調査研究はなされていないように感じている。それらについては、はっきり言えば賛成しかねるところもあるが、限られた財源を真に必要な施策に充てておられる部分もあるので、その部分を考慮して私の後の表決にあらわしたいとの意見がございました。

お諮りしたところ、表決の結果として、一般会計をはじめとする各特別会計、水道事業会計予算について、全8議案いずれも満場一致で原案どおり可決することに決しました。

以上が、3月10日、11日で行いました平成20年度の各会計の当初予算における審査の概要です。

続きまして、3月19日に行いました平成19年度の各会計の補正予算の審査の概要について報告いたします。

本会議より付託を受けた議案第15号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第1

1号)については、歳入歳出予算の総額に2,155万円の減額を行うというもので、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、福祉基金増による財源振り替えについて質疑があり、理事者より、目的基金として設定されており、果実運用型基金になっているので、果実をもって町単独事業費の財源に充てているとの答弁がなされました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)については、70歳以上の2割負担の凍結及び後期高齢者医療制度への移行による激変緩和措置に伴うシステム改修や平成20年度の制度改正に伴う国民健康保険情報データベースシステムの更新など、歳入歳出の総額にそれぞれ403万1,000円の増額を行うというもので、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、質疑等はございませんでした。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)については、公共下水道への接続件数見込みの減や国庫補助金の割り当て額の変更、また継続費における年割額の変更や平成20年度予算の面整備を先行発注する等により、歳入歳出にそれぞれ2,276万4,000円の減額を行うというもので、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、一般会計繰入金について、事業計画から見るとふえてきているのではないかとの質疑があり、理事者より、去年と比べると減になっている。財政計画では、若干多めに見ているが、使用料収入、加入負担金の入により、現在下降傾向にあるとの答弁がなされました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)については、介護保険給付費準備基金積立金の運用益の確定や介護保険制度の改正による激変緩和措置の継続に伴い介護保険システムの改修を行うことから、歳入歳出にそれぞれ256万6,000円の増額を行うというもので、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、激変緩和措置に伴うシステム改修費に対する国庫補助について質疑があり、理事者より、59万3,000円が国からの補助であるとの答弁がなされまし

た。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が、本会議から付託を受けました議案に対する審議の内容であります。

次に、その他についてですが、前回の委員会で委員より、当初予算と補正予算の比較について資料提出の要望があり、理事者から資料の提出と共に説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計については高い補正を組んでいる。出来るだけ当初予算で見込んでいくべきではないか。繰り上げ充当しなくても予算が組めるようにしていただきたい。また、平成19年度一般会計補正予算の金額について質疑があり、理事者より、国民健康保険については、第1号補正として5億3,000万円の補正を組んでいるが、累積赤字を補てんするものであり、単年度でのものではない。老人保健特別会計については、平成19年度より老人保健の対象者が70歳から75歳に引き上げられ、対象者がふえたため、予想を上回る支出があった。国民健康保険事業特別会計については、保険税収入という歳入があつての予算編成になるので、ご理解いただきたいなど一定の答弁がなされました。

最後に、閉会中の継続審査について確認をし、委員会を終了いたしました。

以上が、開会中における当委員会の審査の主な概要であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第1号 斑鳩町総合保健福祉会館条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第1号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第2号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、議案第2号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例に

ついて、反対の立場から意見を申し上げます。

まず、この後期高齢者医療制度では、事業主体は広域連合であり、町は窓口にはすぎません。しかし、無年金者や無年金者に近い年金の人から保険料を徴収したり、制度にかかわる住民からの苦情を引き受けるのは、各自治体です。自治体にとっても、最もつらい部分を引き受ける条例です。そうしたことから、この制度の町への円滑な導入のために努力されている職員の皆さんには、敬意を表するものです。

私は、以前にも申し上げましたが、後期高齢者医療制度そのものに反対する立場であり、広域連合の設立の際にも反対の意を示してきました。後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者を、現在加入している国保や組合健保などから切り離し、後期高齢者だけを被保険者とする医療保険制度にするものです。保険料は2年ごとに見直しが行われ、高齢者の医療給付費がふえれば、さらに保険料の値上げにつながるという仕組みになっており、その上後期高齢者の人数がふえるのに応じて負担割合も引き上げられます。高齢者の命と健康に重大な影響をもたらすこととなります。この制度を、現代のうば捨て山だと言った人がおりますが、まさにそのとおりだと思います。

保険料は、介護保険料と同様に、年金収入が月額1万5,000円、年額18万円以上のすべての人は年金から天引きされ、1年以上の滞納者には資格証が発行されます。国民健康保険法第9条では、75歳以上の方に対しては、保険証を取り上げて、短期保険証、資格証明書を発行出来ないとしていました。これは、人道的な配慮からですが、当然のことだと思います。

75歳以上の高齢者の皆さんは、これまで、戦中戦後の厳しい時代から今まで日本社会の発展を苦勞して支えてこられた方々です。にもかかわらず、人生の最終段階でこのようなひどい仕打ちを受ける今回の後期高齢者医療制度は、絶対に許せません。

現在、私たちは、制度の中止を求める署名を集めておりますが、町内でも高齢者の間で怒りの声が満ちあふれています。また、岐阜県の大垣市議会では、自民党会派までが断固反対を表明せざるを得なくなっているほどです。皆さんの周りにおられるお年寄りからは、どうにかしてほしいという声は聞こえてきませんか。

少し余談になりますが、つい先日、マイケル・ムーア監督の「シッコ」という映画を見てきました。アメリカでは、国民皆保険制度がなく、4,700万人の国民が無保険です。また、民間の保険に加入出来ている人たちも、保険会社の利益のために、病気になっても様々な難癖をつけられて保険が適用されず、医者にかかれないといった状況が

蔓延していました。

しかし、同じ資本主義の国でも、アメリカの隣のカナダや、またヨーロッパではイギリス、フランスなどは、国民皆保険制度が当たり前のようであり、医者にかかるのはすべて無料でした。

私は、この映画を見て、この間の日本で起こっている連続する医療制度改悪や社会保障の切り捨て、また規制緩和による外資系を含む民間の保険会社の参入など、まさにアメリカさながらに私たち国民は安心して医療にかかれなくさせられていると実感しました。

また、その映画の後で、大和郡山市の開業医の方からお話がありましたが、今、日本の医療の行く末について、医師の立場からも医療制度崩壊への警告を発する声が上がっているとのことです。先日も、12月の県議会終了後に、県の医師会が、日本の医療危惧問題から学習会を行ったとのことですが、まさに私たちの命にかかわる深刻な問題として医療問題は直面した課題であると考えます。

先ほどの諸外国の話につけ加えて言いますと、経済大国とは言えないキューバでも、1990年と1997年を比較しますと、軍事費を55%と半分に削減して、医療費や社会保障費に回すなどをして国民皆保険制度を国が責任を持って運営しています。日本でも、今話題になっている道路特定財源や軍事費などを見直し、無駄を削ることで社会保障を守っていくだけの財源は生み出すことが出来ます。そうすれば、医療費を抑制するために年齢によって医療を差別することもなく、後期高齢者医療制度は中止をし、老いても安心して医療にかかることが出来ます。

少し長くなりましたが、冒頭に申し上げましたとおり、この制度は国の制度ですから、町としてどう対応するか難しいことはありますが、私たちにも出来ることがあると思います。私は、今後とも後期高齢者医療制度については中止に向け努力をしていくことを申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） それでは、議案第2号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

行政は、法令による制度を円滑に行う義務を負っています。そして、本条例は、後期高齢者医療制度のうち斑鳩町が行う事務について、法令に基づき制定されるものであり

ます。

町は、来月4月の制度開始に向け、執行に関する本条例を上程されました。現在、対象者に後期高齢者の被保険証が交付されるなど、後期高齢者医療の事務は着実に進んでおります。仮に本条例が成立しないとすれば、保険料の普通徴収が出来なくなり、この事務の遂行に支障を来すことは明らかであり、高齢者の方々に不必要な不安と混乱を与えるだけの結果にしかありません。

この条例の中の条文の一部が法令に違反するものであるとの理由もしくは見解で異議をとなえ反対するのであればまだしも、上位法の是非の解釈を理由に事務手続に関する条例に反対することはいかがなものでしょうか。議員皆様の良識あるご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第2号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第3号 斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第3号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第4号 斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第4号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第5号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告

どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第5号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第6号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第6号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第7号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番(木澤正男君) それでは、議案第7号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の税率改定は、後期高齢者医療制度が実施されることによって、後期高齢者支援金分という形で、これまでの医療分、介護分とは別に枠が設けられ、その分が丸々増税となります。これによって、国民健康保険加入世帯では、平均して約22%から23%の値上げになるということですが、今でも家庭の収入はふえていないのに、この間の控除廃止に伴う増税や連鎖的に起こる各種保険料の値上げ等によって、住民の負担は限界に来ています。そんな中で、新たに20%以上もの負担増は、単純に見ても耐えられないと考えます。

また、後期高齢者支援金分については、法律で設定が義務づけられており、町としても従わざるを得ないというつらい立場ではありますが、しかしだからといって住民の負担がふえることについて、私は仕方がないという立場には立てません。

そもそも、後期高齢者医療制度が出来ることによって、75歳以上の後期高齢者の医療が手厚くなるのかというと、全くそうではなく、逆に受ける医療を制限されてしまうというとんでもない医療制度です。これは、国民健康保険財政から見ても矛盾した制度になっていると考えます。

また、さらに指摘しておきたいのは、今回医療分の限度額が56万円から47万円に

引き下がることによって、低・中額所得層では20数%の負担増になるのに対して、高額所得層の負担増は4%程度ということで、税負担の公平性から考えても偏ったものになっているということです。この点でも、大きな矛盾を感じます。

この国民健康保険税の問題は、これまでもずっと申し上げてきましたが、この間国の財政負担がどんどん下がってきていることによって、今、各市町村が保険者として国民健康保険を運営していくということ自体が限界に来ているのではないかと考えています。

そんな厳しい財政状況をかんがみて、町は来年度の予算で、一般会計から国民健康保険特別会計への繰り入れをするなど努力をいただいていることについては理解をし評価をしていますが、今回の税率改定については、反対の立場をとらせていただきます。

今後も、国民健康保険をはじめ国民皆保険制度として、国が財政的にもしっかりと責任を持って、すべての国民の命と健康を守る立場を明確にするよう、町からも国や県に対して強く声を上げていただきたいということを申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 議案第7号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

このたびの医療制度改革は、私たち住民にとって大変大きな改革であり、国民健康保険にとっても様々な影響があるものだと私は考えます。

国民健康保険の財政状況は、累積赤字を抱え危機的な状況であるわけですが、このような中、後期高齢者医療制度の発足に伴って、それに対する支援金という新たな負担が国民健康保険に加わりました。

今回の条例では、国保税に後期高齢者支援分を新設し、また徴収方法として年金からの特別徴収を加えるなどの変更がされようとしています。思うに、改正により後期高齢者医療制度に支援金を払うことは、財源を確保する必要があるからです。国保加入者にとりましては負担の増加になるものではありませんが、このままにしておくと、国保財政はさらなる巨額の赤字を抱えることになってしまいます。

また、今回の改正においては、当町は医療分、介護分の税率を据え置き、必要最小限の支援金分の税率設定にとどめ、さらに一般会計からの支援も行おうとされています。

これらのことを考えますと、法令に基づいて支援金課税額を設定し特別徴収を加えることは、私はやむを得ないものだと考えます。

町におかれましては、新しい制度である特定健診・保健指導を着実に行っていくことで、医療費を抑制し国保財政の健全化に引き続き努力されることを申し添えまして、本条例に賛成する意見とさせていただきます。皆様のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第7号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第8号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第8号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第9号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第9号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第10号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第10号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第11号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例につ

いてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第11号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第12号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

暫時休憩いたします。

(午後3時37分 休憩)

(午後3時38分 再開)

○議長(中川靖広君) 再開いたします。

続いて、議案第12号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行いますと申し上げましたが、この12号につきましては、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第12号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第13号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第13号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第14号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第14号については、満場一致

で可決いたされました。

続いて、議案第15号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第15号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第16号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第16号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第17号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第17号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第18号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第18号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第20号 平成20年度斑鳩町一般会計予算について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 議案第20号 平成20年度斑鳩町一般会計予算について、反対する立場から意見を申し上げます。

少子高齢化が進む中で、将来を見通し、いかに斑鳩町の財政を再建するかが、今、問われています。町が提出した中長期財政指標の推移を見ても、経常収支比率は、目安と言われる70%台を大きく上回る90%以上を将来も続ける予定であります。ところが、斑鳩町は、財政難の中でも、多額な公費で総合福祉会館の建設に引き続き今年度は文化財活用センター建設と、ハコモノを建て続けています。もうハコモノは要らない、子どもから老人まで安心して暮らせるために公費を使い、住民の福祉サービスの低下を食い止めてほしいと、多くの住民が訴えています。

そんな中、またもや住民の方々が納得出来ない問題として、今年度から新たに、し尿くみ取りを町が委託している清水環境開発に対し、公共下水道事業の推進によりくみ取り業務が減り、その補償として町が1,300万円でごみ収集業務を委託させるとして今年度予算計上しています。

平成3年に町が公共下水道事業を計画した段階で、し尿くみ取り業務の目減りは予測出来たことで、そのために町も、公共下水道事業の仕事をさせるために、清水環境開発を公共下水道の町指定業者にしたのではないのでしょうか。なぜ町が、し尿くみ取りを清水環境開発に委託しているからといって、町内の一企業のために公費で補てんするという町行政の姿勢は、町民を苦しめ企業を生かす行政と言わざるを得ません。

多額の公費を投じて下水道事業が進めば進むほど企業への補償額がふえるという構図です。これでは、不況の中で一生懸命頑張っておられる住民からは理解されませんし、その補償する財源は町民の税金からです。

町がその根拠とする下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法。ところが、実際にこの条文は、中に補償をしなければならないというような文言は一つもありません。

財政難といって行政として筋の通らない公共下水道加入負担金10万円を町民に課しながら、偏った補助金の交付や、また公共事業の相変わらず高い落札率に対する対策もせず、ごみ行政についても、古紙がだぶついて廃品回収業者が金を支払わなければ引き取ってくれない時代に出来た集団回収助成金制度を見直すこともなく今年も続ける、このような町行政の姿勢からは、財政再建をするという気概はみじんも感じられません。

以上の点だけを見ても、平成20年度斑鳩町一般会計予算は、到底賛成出来るものではありません。

内村鑑三が、著書「代表的日本人」の中で、江戸時代最高の学者の一人と称し、幕末

の吉田松陰や西郷隆盛にも大きな影響を与えたとされる儒学者細井平洲の教えに、「民の心に従う政」という言葉があります。幾ら住民のためにとっても、行政の考えることと市民感覚には大きな開きがある。そこで、「民の心に従う政」を実践するというものです。

今の斑鳩町の行政に一番欠けているこの細井平洲の「民の心に従う政」という言葉を紹介し、反対討論といたします。ご清聴ありがとうございます。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それでは、議案第20号 平成20年度斑鳩町一般会計予算につきまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

本町は、平成16年12月、単独行政の道を歩んで3年4カ月が経過いたしました。その間、本町を取り巻く環境は依然として厳しく、税収入の早急な改善は期待出来ない状況にあります。さらには、町交付税は引き続き減収となる状況となっております。また、累積する財政赤字など大きな課題が横たわる中、町行政は、住民の不安を取り除き安心と希望のビジョンを示すことこそ、政治に課せられた重要な課題であります。特に、医療、介護などの社会保障をいかに持続し信頼されるものにしていくのか、また急速な少子高齢化などによる課題に対し具体的に手を打っていかねばなりません。

しかし、このような状況にあっても、町行政は、時代の変化と町民のニーズにこたえる様々なサービスを提供していく必要があります。

平成20年度予算は、一般財源の総額が引き続き減少とする中、職員総数の抑制、町長、副町長の給与や部課長級の管理職手当の縮減などの内部努力を行っている。

また、JR法隆寺駅周辺整備では、交通広場の機能を有する駅前南口広場の整備や北口の整備計画路線の整備が進められている。（仮称）文化財活用センターの建設については、史跡藤ノ木古墳や法隆寺をはじめとする文化財遺産の歴史的価値を高め活用を図るための拠点施設としての重要な課題への取り組みを行っている。

さらに、本格的な少子高齢化の対策においては、福祉保健機能を一体とした総合福祉会館の適切な運営に備える費用などが計上されている。また、地域子育て支援センターを新たに開設し、つどいの広場、子育てサークルの育成、子育て相談、子育て支援講座、子育て情報の提供等を実施し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て中の保護者が安心して子育てが出来る環境整備に取り組もうとされている。さらに、妊婦一般健康

診査では、公費負担回数を1回から5回に大きく拡充するなど、少子化対策に視点を置いた充実したものとなっている。

また、住民の生命・財産を守り不安を与えないため、安全と安心を守るまちづくりを進める中、防災情報メールの配信、災害時救助資材の整備などの新たな事業に積極的に挑戦されていると共に、懸案となっている保険財政への財政支援にも取り組まれた予算を編成されております。

以上述べましたように、平成20年度一般会計予算は、町民生活の視点に立った予算を編成されたものと私は評価し、予算に賛成するものであります。

また、予算常任委員会での各委員からの指摘や意見、そして定期監査結果報告で述べられた監査委員からの意見については、真摯に受けとめられ、町長はじめ職員一人ひとりが一丸となって真剣に取り組まれることを念願します。

最後に、予算常任委員会においては、慎重に審査された結果、満場一致で可決されていることをつけ加えさせていただき、私の賛成意見といたします。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第20号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第21号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、議案第21号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

そもそも国民健康保険は、以前から申し上げているように、国民皆保険の制度をとっている我が国で、入るところがない、また勤めを終えて入るところがなくなったという方の受け皿的要素の高い保険制度です。この国保会計が、年々厳しくなっているのは、果たして被保険者のせいでしょうか。

今回の改正は、後期高齢者医療制度に伴うものですが、その支援金分を創設された影

響というものは、尋常なものではありません。資産割を多く持っている高齢者を制度から外し、生活するのにぎりぎりの一般的な被保険者に20数%の値上げとなる反面、限度額を超えるような高額所得者にはわずか4.6%の増です。もし医療分を47万円に下げなかったとしても、この高額所得者の限度額超過者は、18.46%の値上げで済むんです。それなら、もう少し公平に、所得に見合う、被保険者が払える保険税の設定が求められるのではないのでしょうか。国保税は、支払い能力を超える税額になってきていると感じている上に、さらなる値上げを求めるものです。多くの方の悲鳴が聞こえてきそうです。

また、特定健診の実施においては、国、県合わせても3割の負担しかありません。一般財源で7割を負担し、実施率を上げれば上げるほど会計は苦しくなり、そして、ただそれを超えなければペナルティーが科せられる。こんな制度は、とても受け入れることは出来ません。

これまで言い続けてきた介護納付金による累積赤字の増大については、平成20年度一般会計から9,355万4,000円を補てんするという英断を下されました。財政が厳しいと言われる中であって、このことについては高く評価はしたいと思っておりますが、介護保険事業会計で占める割合が30%と最も高く、この受け皿的意味合いの強い国保にとっては、そもそもの制度そのものに問題があると言わざるを得ないと考えています。

町は、問題意識を常に持って、国が決めたから、県が決めたから仕方がないという姿勢では、町民の明るい未来はないと思います。比較的収入の低い層に大打撃となる、こんな大幅な値上げの理不尽な会計をととても容認することは出来ないとは私と考えております。

以上、私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） それでは、議案第21号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

今回の国民健康保険事業の予算編成は、後期高齢者医療制度の発足、65歳以上の退職者医療制度の廃止、新しい健診の導入など、全国的な医療制度改革により、歳入歳出ともに大きな変更となっているようであります。

特に、後期高齢者医療制度への支援金分が新たに追加されるとのことですが、その財

源を国民健康保険税に求めることは、法令に基づくものであり、国民健康保険の財政状況を考えますと、支援金分の財源をしっかりと確保することが必要であると考えるところです。

国保の加入者にとりましては、新たな負担となるわけですが、この予算では、その負担の急激な変化を緩和するために、国保税の医療分、介護分の税率は従来どおりのものとし、また国民健康保険財源が危機的な状況の中、国民健康保険税改定について国保運営協議会が出された答申の附帯意見を尊重され、脆弱な財政基盤に配慮して、一般会計予算から繰り入れによる支援が行われるものとなっております。

このことにより、直ちに国民健康保険の累積した赤字が解消されるわけではありませんが、この制度が住民の基礎的な社会基盤として役割を担っていることと考えます。スムーズに制度運営がなされ、後期高齢者制度への必要な支援を欠かすことがないように予算を執行をしていただきたいと考えております。

町におかれましては、引き続き税収の確保、特定健康診査等の着実な実施など、より一層の国民健康保険の安定した運営と加入者の健康推進に努力されると共に、新しい仕組みによる保険サービスを円滑に提供されますことを期待いたしまして、平成20年度の本特別会計予算に賛成する意見とさせていただきます。皆様のご賛同よろしく願いたします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第21号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第22号 平成20年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第22号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第23号 平成20年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてを

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第23号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第24号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第24号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第25号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第25号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第26号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番(里川宜志子君) それでは、議案第26号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、国民皆保険の制度の国では例を見ない制度を強行につくったために提出されているこの特別会計に、反対の立場から意見を申し上げます。

この間、国会で、野党4党がこの制度を廃止する法案を2月28日衆議院に提出をしております。また、斑鳩町では、残念ながら否決となりましたこの制度の中止や見直しを求める意見書が、500以上もの自治体から国へ提出されております。

この制度は、病気の長期化、慢性化、認知症、終末期医療の観点から、年齢で自動的に仕切られたもので、私自身は、これらは暦年齢で分けられるものではないと考えています。ただ単に、国が医療費の高騰をどう防ぐかのみならずどう減らしていくかということ考えた時に、短絡的に机の上だけで考え出したものだと受けとめています。

制度の中止、撤回を望み、またそれがもしかなわなければ、次世代を担う子どもたちに、命の大切さや重み、お年寄りをうやまう気持ちを教えるためにも、この制度そのものに問題点がたくさんあります。今後の制度改善に向けて斑鳩町自身も力をそそがれることを期待しています。

明らかに国民への負担増と差別医療となるこの制度の中止撤回を求めてやまない私といたしましては、この制度のスタートに初めて組まれたこの予算については、とても賛成することは出来ません。高齢者の方々のたくさんの声を聞き、後期高齢者と前につけ、新たな診療報酬体系がつくられ、そういった差別的診療というものを実施するこの方向は、何としてもやめさせなければならないという強い思いを込めて、この特別会計予算については反対の意見を述べさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） 議案第26号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度については、いよいよ来月からは、医療の給付及び保険料の年金からの天引きが始まります。町におかれては、この制度開始に向け、諸準備に日々務められていることと思います。

この制度は、県単位で設けられた広域連合が運営の主体となるわけですが、市町村においては、保険料の徴収事務、その他各種申請の受け付けや保険証の引き渡しなどを行うこととなっております。

本特別会計は、これら事務を行うために必要な経費を計上し、また保険料の収入を広域連合に拠出するために設けられるものであり、他の事務と明確に区別するために、法令により特別会計を設置することが義務づけられているものであると思います。

4月の制度開始を控え、後期高齢者医療による医療給付を滞りなく行うため、また町としてその責務を果たされるためには、本会計の設置は必要であると考えているところでございます。

この制度については、町の広報のほか、厚生労働省や広域連合などによる新聞の折り込み等でPRに努められておりますが、様々な機会を通して、高齢者の方には戸惑われることがないように、わかりやすく制度の内容をお伝えしていただき、スムーズに移行出来るよう町にお願いいたしまして、私の賛成意見といたします。議員皆様のご賛同をよ

ろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第26号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第27号 平成20年度斑鳩町水道事業会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第27号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第28号 平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第28号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第29号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第29号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、日程5、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とするこ

とにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしく願いをいたします。

続いて、日程6、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 平成20年第1回町議会定例会の閉会に当たり、一言あいさつを申し上げます。

本定例会には、斑鳩町総合保健福祉会館条例についてをはじめ、平成20年度一般会計予算、各特別会計当初予算など34議案を提出いたしましたところ、議員皆様には、去る3月3日から本日までの23日間にわたり、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても、温かいご配慮により原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますと共に、厚くお礼を申し上げます。

平成20年度予算につきましては、本町の財政事情はなお厳しい財政状況のもと、行政の責務である住民ニーズに的確に対応するため、行財政運営の効率化と健全化に努め、「夢と希望にあふれた人にやさしいまち・斑鳩」の実現に向け、第3次斑鳩町総合計画に沿って予算編成を行ったところです。これらの諸施策の推進に当たっては、議員皆様方のご意見等を十分お伺いしながら、「一人ひとりが創り出すまち・歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現に向け、職員と共に力と心を合わせ一丸となっ

て取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

3月も末となり、日一日と暖かくなってまいりましたが、まだ肌寒い日もあります。議員の皆様方には、くれぐれもお体をご自愛くださいますようご祈念申し上げ、本定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって、平成20年第1回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午後4時15分 閉会）